



参加原則と日本・アジア

大阪大学
大久保規子



参加のグローバル・スタンダードとは



第10原則とグリーンアクセス権

1 リオ第10原則

「環境問題は、それぞれのレベルで、すべての市民が参加することにより最も適切に対応できる」

2 オーフス条約(1998)とグリーンアクセス権

- (1) 情報アクセス権
- (2) 意思決定への参加権
- (3) 司法アクセス権



リオ第10原則の国際的展開とアジア →S.1

1998 オーフス条約
UNECEの47締約国
2010 バリガイドライン
交渉中
ECLACの新たな地
域条約

アジア地域では
同様の動きなし
なぜか？

言語, 文化／社会
／自然的環境が多様

共通の特徴がない？





国際的展開と権利を基礎とする ア プローチ

2つの意味

1 権利を基礎とするアプローチの促進

3つの手続的権利の強化



環境権の実効的保障

2 権利を基礎とするアプローチを超えて

原告適格の拡大

従来: 権利侵害要件

近年: 十分な利益要件 / 公益訴訟の導入



アジアと日本における展開

アジア: 他の地域と類似の展開

日本: 独自の展開



日本の動向



日本の状況

- 1 すべての主体の参加の実現
環境基本計画の4つの長期目標の1つ
- 2 情報アクセス
情報開示請求権を保障
- 3 参加 (ボランタリーアプローチ)
自主的取組みの促進
- 4 司法アクセス
法的に保護された利益 + 保護規範説
公益訴訟の未導入 (権利を基礎とするアプローチ)



環境分野の日本的協働モデル

- 地球環境基金 (1993)
- GEOCと環境パートナーシップオフィス (1996)
- 環境教育等促進法 (2003)
- 各種の協議会・提案・協定制度の導入 (1990年代初頭以降)



意思決定への参加

- 1 プロジェクトや特定の施設・活動に関する許可
 - ・アセス(3回の参加の機会) →S.5
 - ・特定の許可／免許に係る参加(一般ルールなし)
廃棄物処理施設, 埋立てetc.
- 2 計画, 政策, プログラム
 - ・特定の計画(一般ルールなし)
国土形成計画,
河川整備計画等
- 3 行政立法, 基準
 - ・パブリックコメント(一般法:行政手続法)



アセスの参加：情報収集が目的？

- ・ オーフス条約

- (1) 意思決定への参加権の保障
- (2) 関係市民は、行政決定の実体的／手続的違法を争える



- ・ 日本の公定解釈／判例

- (1) 参加の目的：より良い決定のための情報収集
- (2) 参加の手続的瑕疵：それだけでは原告適格は肯定されない



提出意見の軽視



不統一な参加規定

1 分野や所管庁による違い

行政庁の広い裁量

▲水管理 → S2

×エネルギー, 原子力 → S3

2 自治体による違い

30%以上の自治体が独自に何らかの参加条例を制定



アジアの傾向



環境権

- ・今日、憲法、法律、判例により、多くのアジア諸国が環境権を保障
- ・憲法の規定は、通常極めて簡単。
「すべての市民は、健全・良好な環境への権利を有する」 (韓国)
- ・憲法における参加規定(タイ)
- ・南アジア諸国では、環境権は、生存権の一部として判例により保障 (インド等)



権利を基礎とするアプローチの浸透

「誰もが、適切で健全な環境への権利を実現するために環境教育，情報アクセス，参加，司法アクセスに関する権利を有する」（インドネシア）



不服を申し立てる権利

近年、複数のアジアの国でSLAPPが増加
政府等に公益に関する問題を提起したこと
に対して、NGOや市民を提訴



不服を申し立てる権利の重要性



コミュニティを基礎とするアプローチ (インドネシア, タイ等)

- 1 コミュニティは積極的に参加する平等かつ広い権利・機会を有する
- 2 コミュニティのインボルブメントは透明性を確保し, 完全な情報を得るといふ原則のもとに行われるべきである
- 3 コミュニティのクラスアクションを提起する権利



Trends of Access to Justice and EPIL in Asia



NGT, India
↑



Supreme Court, Philippines ↑
Supreme Court, Indonesia



Supreme Court & Supreme Administrative Court, Thailand
Supreme Environmental Court, China



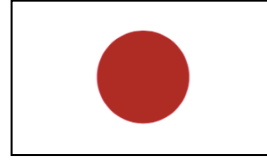
District Court, ↑
Pamekasan Indonesia

Supreme Court, Japan ↓



THAILAND

通常裁判所，行政裁判所に環境部を設置



JAPAN

特別の環境裁判所の不在，特別のADR機関（公調委／公害審査会）あり



PHILIPPINES

117 の裁判所を環境裁判所に指定

環境裁判所の存否



CHINA

いくつかの都市に環境裁判所／環境部を設置

INDONESIA

通常裁判所における環境裁判官制度

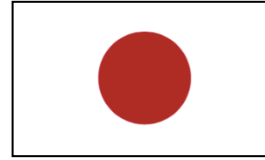


INDIA

環境裁判所

THAILAND

通常裁判所／行政裁判所でNGOの原告適格を肯定



JAPAN

制限的。環境団体訴訟の不在，コミュニティ，自治体の環境訴訟に関する特別の規定は不存在，判例は原告適格の拡大に慎重

PHILIPPINES

NGO,個人,コミュニティに広く原告適格を肯定(判例+市民訴訟,自然保護令状訴訟等の特別の環境訴訟規則が存在)



CHINA

環境民事団体訴訟を導入



INDONESIA

立法により, 広く原告適格を付与



INDIA

NGO,法曹,個人,コミュニティ等に広く原告適格を肯定(判例)

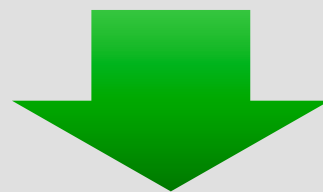


今後の展望



日本の課題

- ・多くのアジア諸国で環境法の執行の欠缺が重大な問題。公益訴訟はその改善に寄与
- ・日本では、環境法の執行状況は比較的良い
しかし、参加の運営方法を含め、行政裁量のコントロールが課題

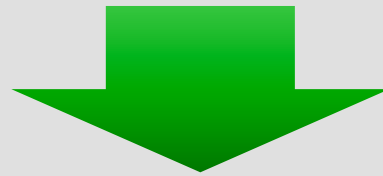


権利を基礎とするアプローチの必要性



日本的な協働モデルは、 日本だけの特徴なのか

権利を基礎とするアプローチはいくつものアジア諸国で法律により導入されているが、実際には日本と同様に、協働モデルが重要な機能を有している国もあるのではないか



重要なのは、権利を基礎とするアプローチとボランタリーアプローチの適切な組み合わせ



次のステップは? →S.4

- 1 多様な主体と協力し, アジア各国の比較研究を継続
→共通のフォーマットによる調査の実施
- 2 グッド/バッド・プラクティスを含む情報のアジア地域および他地域との情報共有
→アジアに関するデータベースとポータルサイト
- 3 地域指標も含め, EDI (Environmental Democracy Index) のような国際的な指標の作成と改善



アジア共通の参加条約へ?



Thank you for your attention!

